

# 「高野合戦」攷

——鎌倉末期政治史の一齣——（一）

山陰 加春夫

1

徳治二（一三〇七）年八月 日の「紀伊国阿氏河莊地頭某披陳状并頼聖具書案」<sup>(1)</sup>（以下、史料Aと呼ぶ）中に「高野合戦」なる語句が散見され、同月以前にそのような名称で呼ばれる事件が紀伊国西北部地域で起つたらしいことが窺われる。

「高野合戦」なる語句そのものが登場する同時代の史料は、史料A以外には見当たらない。けれども、

(一) 「如意宝珠御修法日記」紙背文書中の永仁四（一二九六）年十月二十六日「関東下知状写」<sup>(2)</sup>（以下、史料Bと称す）に、

可令早富樫介 （家春） 法師法名 （定照）

領知紀伊国三毛入道心浄・同七郎

左衛門尉盛氏跡事

右、依度々召取悪党張本之賞、所被充行也

者、早守先例可致沙汰之状、依仰下知如件。

永仁四年十月廿六日

陸奥守平朝臣御判

(北条時時)

相模守平朝臣御判

(北条貞時)

(返点〓引用者、以下同様)

とあって、同文書の内容が、史料A・後掲①・④・⑥のバラグラフの記述と符号すること、

(二) 阿氏河莊地頭〓湯浅氏とは当時、敵対関係にあつた高野山金剛峯寺の側が作成した史料、嘉元二(一三〇四)年八月十八日「阿氏河莊文書取出目録」<sup>3)</sup>(以下、史料C)中にも、

一通 就合戦事 関東御教書 宗家事  
法名淨智

(傍点〓引用者、以下同様)

と記されていること、

の二つの外在的徴証によって、「高野合戦」なる事件が、阿氏河莊地頭側の捏造したものでは決してなく、実際に起つた事件であつたことが確かめられる。

それでは、鎌倉時代末期に紀伊国西北部地域で起つた「高野合戦」とは、いったいどのような事件であつたのであろうか。

従来、関係史料の乏少性ということがおおいに与つてか、この事件についてのまとまつた研究は成されてはこなかつた。わずかに近年に至つて、小山靖憲<sup>4)</sup>・高橋修<sup>5)</sup>阿氏らが関説しているにすぎないのが現状である。

このうち小山氏は、当該「高野合戦」について、

(一) 同事件は紀伊国「那賀郡西部河南の荒川莊・調月莊・三毛莊の莊官や貴志氏が加わつた広域的な合戦であつたことは確實であるが、史料的な制約によってその真相は不明である」こと、

(二) 「あえて推測するならば、高野合戦の名称から、荒川莊を中心に周辺の高野山領莊園をまき込み、高野山に敵対した合戦ではなかつたかと思われ」こと、

(三) (史料Bが存在することから) 同事件は「おそらくこの年(〓永仁四年——引用者)の事件であつたと思われ」こと、

(四) (史料Bの記載内容から) 鎌倉幕府側からは「この高野合戦もじつは悪党事件と認識されていた」こと、

の四点を指摘し、他方、高橋氏は、同事件について、

(一) 「高野合戦」とは、正応四(一二九二)年七月二十六日に高野山と荒川莊沙汰人三毛心浄らとが手を結んで、同「庄内の高野(たかの)にあつたと思われる為時(＝同莊『悪党』の張本・源為時——引用者)住宅に夜襲をかけ」た事件をさすこと、

(二) 同事件は、「那賀郡西半部の在地領主層を結集した三毛氏—貴志氏連合と、同郡東半部の新興領主層の結合体である荒川悪党との間に闘われた権力闘争の一つのあらわれであつた」こと、

(三) 「荒川悪党事件」は、こののち「為時の山門・六波羅提訴により、争いは法廷に持ち込まれるが、そこでは為時の主張が認められ、三毛氏・貴志氏等の所帯没収が裁許されたようである」こと、

(四) しかし、右の(三)は「あくまでも中央での政治的決着であり、現実には、それとはまったく異なつたかたちで決着がつけられたようである」こと。「すなわち、為時等源氏一族が、まもなくこの地から姿を消しているのに対して、三毛氏や貴志氏は、徳治二年までには所帯の返還を受け、それまで通り有力領主として活動している」ことが知られること。そしてこれら二つの連合体が現実には、「それぞれ右のような結末を迎えるに至」つた背景には、「両者の進路に」湯浅党に参加するかどうかという「選択の相違」がおおきく横たわつていたこと、の四点を主張している。<sup>(7)</sup>

すなわち、小山氏は、当該「高野合戦」を「永仁四年に起つた荒川・調月・三毛各莊の莊官や貴志氏らによる高野山への広域的な敵対行動」として理解し、他方、高橋氏は、同事件を「正応四年七月二十六日に起つた高野山・三毛氏・貴志氏連合による「荒川悪党」張本・源為時住宅襲撃事件」として把握していることがわかるのである。

けれども、小山説の(二)については——同説の(三)を首肯しうるものとして議論の前提にするならば——、

(1) 正応四、五(一二九一、二)年当時、敵対関係にあつた可能性の高い三毛心浄と調月莊下司・公文孫三郎(同人については後述)とが、数年後の永仁四年に、はたして共同行動を取りえたのかどうか、

(2) 同様に、現在史料上からは直接の接点認められない三毛心浄と真国莊志賀野村下司・公文貴志信正(彼についても後述)とが、永仁四年に、はたして共闘しうるような客観的・主体的各条件があつたのかどうか、

といった疑義が存するように思われる。<sup>(8)</sup>

また、高橋説の(三)についても——やはり同説の(一)を正しいものとして議論の前提にするならば——、

(1) 源為時が「山門・六波羅提訴」に際して添付した「殺害・放火等悪行人交名注文」には載せられていない、調月莊の孫三郎や真国莊志賀野村の貴志信正らが、何故に鎌倉幕府側によって処罰されたのか、

といった疑念がぬぐえない。いうまでもなく、鎌倉幕府の「判決の内容は」、あくまでも訴人の「請求の範囲内に止ったと推測される」<sup>(9)</sup>からである。<sup>(10)</sup>

筆者は、結論的にいって、当該「高野合戦」とは、つぎのようなことを内実とする事件であったのではないかと考えている。すなわち、

永仁四年のある時期(ただし、同年十月二十六日以前)に、紀伊国小倉・三毛・調月・荒川・真国・阿氏河等の各莊に、六波羅探題から奉行人・得宗被官・在京人らから成る使節が派遣され、同使節等によって当該地域に巣くう「悪党」たちが次々に「追放」された、

というような……。つまり、小山・高橋両氏が、当該「高野合戦」の出来時期やその実態についてこそ、それぞれの認識を異にするものの、同事件の本質をともに、「私戦」とみるのに対して、筆者はその内実を「公戦」と考えるわけである。<sup>(11)</sup>

それでは以下、筆者の右のごとき見解の論拠を順を追って説明することにしよう。ただし、史料の乏少性と何よりも筆者の力量不足のゆえに、以下の考察がどうしても仮説の域にとどまることは避けられない。拙論が単なる当て推量に終わってしまわないことを念じつつ、あらかじめ大方の厳しいご叱正をお願いしておく次第である。

## 2

まず、当該「高野合戦」の核心史料たる史料Aを検討することにした。そのために以下に同史料を引用する。

〔史料A〕

(前欠)

① 庄者三代將軍御下文明鏡之間、貞応・嘉祿之比、不及其御沙汰者也。当庄地頭職無動轉事、弥令露顯了。次於荒川庄者、雖為高野山。○知行、重代御家人三毛六郎入道心淨、為公文職、知行之處、為高野合戰沒収之地、拝領富樫介入道定照之後、當時者返給心淨。至真国庄志賀野村下司・公文職者、御家人貴志次郎入道重代知行之處、同為合戰沒収之地、拝領関藏人之後、返給于信正子息畢。然者、寺家当知行内仁毛、御家人重代所職、于今無相違之条、眼前也。

② 同状云、文学聖人讓状并下司職事云々。地頭之由掠給之条勿論、不依安堵先傍例云々。此条、遺跡相論之時、就後判状、不可依安堵之由、問々有○御沙汰歟。如此御下文相續重代知行地頭職者、被定置事記、争可申子細哉。就中当庄地頭職者、如載先段、為平家沒収之地、從被拝領文学上人以來、承元四年忝被補任地頭職、承久三年重預地頭職、還補御下文了。至于当御代、百余年知行無相違之上者、雖為下司職、不可有本所望。何況於地頭職哉。加之、寺領庄官可追放之由、就関東御事書、為丹後前司御使、追放之刻、阿弼河庄地頭職、称寺領一円。○掠入御使之間、捧代御下文等、令言上子細之時、就被經注進、為五大院六郎左衛門尉奉行、如永仁六年八月七日関東御下知者、湯淺金迦羅丸申紀伊国河弼川庄事、如注進状者、帶関東代御下文所見也、早止追放之儀、可安堵本職云々。然者、寺僧所進於領家職証文者、不足言之間、不及地頭詞費。凡宗重法師忠節拔群事、右大將家不便仁被思食之由、忝被下御自筆慙懃御書、不懃当国家人奉行催促、依別仰、可致忠節之旨、被成御下文了。此上者、早任重代相續御下文之旨、為蒙御成敗、粗披陳如件。

徳治二年八月 日

○聖頼具書

御手印内

③ 一 誉田〔定種〕 天皇定堺四至 東限丹生河上 南限〔阿比河〕当川南横峯

西限神勾・星川 北限吉野河  
具註丹生氏天平十二年藉〔種〕文并祝相伝祭文云々。

④ 一 縁起中心不知行所々事

小河・柴目 八幡宮領。捧高野○山御手印縁起於關東雖申給御

教書依八幡雜掌申子細不及訴陳被棄置了。

西志庄東西 西園寺領。地頭小鹿入道阿念云々。

一方地頭伊東号不知名。

調月庄東西 唐橋法印領。下司公文孫三郎不知実名。為高野合戰

没収之地、扨領俣野八郎入道之後、返給孫三郎畢。

小倉庄東西 金峯山領。下司公文職等御家人大輔房幸尊於貴志

孫三郎分者、高野合戰御沙汰之刻、金峯雖申子細、任

關東不易御下文等、為齋藤九郎兵衛奉行、預于御下知了。

岩野河村 毘沙門堂領。地頭得田兵衛入道跡。

荒見庄 山門領。

水原庄 〔移懸〕『載弘法押領之詞。惡口罪科難遁歟。』

滝門山高野寺 本三千余坊云々。當時者、中院一院相殘。

已上九ヶ所、雖為段歩、知行例無之。就中、於滝門山高野〔夕方〕寺者、〔大同年中〕伝教大師建立云々。金剛峯寺者、弘仁

七年建立云々。然者、伝教大師令押領弘法相伝之靈地給歟。將又伝教相伝之地於弘法令押領○給

歟。

⑤ 一三谷村 下司・公文兩職、重代御家人三谷太郎跡。

但、本家職者、丹生社云々。

⑥ 一高野山当知行内仁重代御家人所職無相違所々

荒川庄公文職 為御家人三毛七郎入道分、高野合戦之時、

拜領富樫介入道。

真国庄内 志賀野下司・公文兩職、為貴志次郎入道分、

拜領関藏人。

此外、他人知行所々数ヶ所雖相交、暫略之。

⑦ (中略)

④ 〇三毛庄 山門領。地頭六郎心淨、月七郎衛門尉、不知実名。為高野

合戦没収之地、拜領富樫介入道之後、返給心淨了。

(パラグラフ番号〓引用者)

第一に、史料Aの史料的な性格、その全体的な内容、そして、同史料で何故しばしば当該「高野合戦」のことが持ち出されてきているのか、といった諸点について。

嘉元二(一三〇四)年三月、「令達衆徒多年之愁訴」<sup>12</sup>め、阿氏河荘の莊園領主権を法的に「回復」した高野山金剛峯寺は、同年五月ごろから、今度は同荘の地頭湯浅氏を排除することに躍起となっていた。<sup>14</sup>右に引用した史料Aは、当時、鎌倉幕府法廷で繫属中であつた同寺衆徒湯浅氏間の阿氏河荘地頭職をめぐる相論に直接関わる文書の一つである。

今、嘉元三(一三〇五)年五月日の「金剛峯寺衆徒等解決案」<sup>15</sup>(以下、史料D)と、この史料Aとを比較対照してみると、

(一) 史料A・披陳状本文の①のパラグラフは、金剛峯寺側の、

於当山領者、云往古庄官、云新補地<sup>頭</sup>、被停止之条、貞応・嘉禄御下知嚴重也、  
 という主張——以上の引用文は史料Dに拠る。つぎの(二)・(三)についても同様——に対する反論であること、

(二) 同②のパラグラフは、同寺側の、

何況如文学<sup>聖</sup>人之讓状者、下司職事<sup>云々</sup>。而地頭職之由、被載御下知歟。掠給之条、勿論也。不依安堵之条、先規也、傍例也、

という批難に対する反駁であること、

(三) 史料A・具書案中の④(むろん④をも含む)のパラグラフは、同寺側の、

阿氏河庄者、

弘仁<sup>(羅)</sup>天皇官符之地、承和縁起中心之堺也。(中略)丹生大明神忝受食国鹽命之讓、八幡大菩薩重定当山蓮岳之堺。弘仁七年孟夏之天、高祖大師当山上登之日、以一万許町之山地、奉讓于大師。(中略)然則、靈神附属也、大師之相承也。為一円寺領之条、凡夫争可致違乱、

という主張に対する反論のための例証であること——なお、同③のパラグラフは、その前提として記されたものである——。したがって、史料Aの前欠部分中には、同寺側の右の主張に対する反論を記したパラグラフが必ずあったに相違ないこと、

(四) 同⑥のパラグラフは、右の(一)の反論のために添付された例証であること——同⑤の一行もあるいは同様の性格を持つカ——、

(五) 同⑦の中略部分<sup>16)</sup>は、右の(二)の反駁を立証するための証文(案文)であること、

等々のことが明らかである。

こうしてみると、史料Aでしばしば当該「高野合戦」のことが持ち出されてきているのは、何よりも、右の(一)の反論——すなわち、「寺家当知行内仁毛御家人重代所職于今無相違之条、眼前也」(史料A①)という主張——、および(三)の反駁——つまり、「縁起中心不知行所々事、……已上九ヶ所、雖為段歩、知行例無之」し(史料A④)という主張——のためであるということができよう。



第二に、「史料Aで当該「高野合戦」のことがどのように述べられているか」という点について。

同史料から、さしあたり確認できることは、つぎの五点である。

- (一) 同事件の発生時期は、徳治二（一三〇七）年八月以前。
- (二) 関係地域は、金峯山領小倉莊東・西、山門領三毛莊、唐橋法印領調月莊東・西、高野山金剛峯寺領荒川莊、同寺領真国莊志賀野村の紀伊国内各莊・村。
- (三) 同事件による「没収」対象地は、
  - (ア) 三毛莊地頭三毛六郎入道心浄・同七郎左衛門尉知行分、
  - (イ) 荒川莊公文三毛六郎入道心浄知行分、
  - (ウ) 調月莊下司・公文孫三郎知行分、
  - (エ) 真国莊志賀野村下司・公文貴志次郎入道（信正）重代知行分、
  - (オ) 小倉莊貴志孫三郎知行分、の五種。
- (四) 同事件後の「没収」対象地の処置は、
  - (三)の(ア) 富樫介入道定照が拝領。
  - (三)の(イ) 右に同じ。
  - (三)の(ウ) 俣野八郎入道が拝領。
  - (三)の(エ) 関蔵人が拝領。
  - (三)の(オ) もとのごとく貴志孫三郎に安堵。
- (五) 徳治二年八月までに実施された「没収」地の知行人の異動は、
  - (三)の(ア) 三毛心浄に返給。

- (三)のイ) 右に同じ。
- (三)のウ) 孫三郎に返給。
- (三)のエ) 貴志信正の子息に返給。
- (三)のオ) 移動なしカ。

なお、前掲・史料B、および嘉元三(一二三〇五)年閏十二月二十三日の「関東下知状写」<sup>17)</sup>を援用することにより、右の(一)の同事件の発生時期を永仁四年十月二十六日以前に、右の(五)の当該「没収」地の旧知行人への「返給」時期を嘉元三年閏十二月二十三日以前に<sup>18)</sup>、それぞれさらに限定することができよう。

## 3

つぎに、当該「高野合戦」直前(ないしは当時)の荘内の動向が多少なりとも窺える荒川・調月両荘、ならびに真国荘の各関係史料を考察することにしたい。

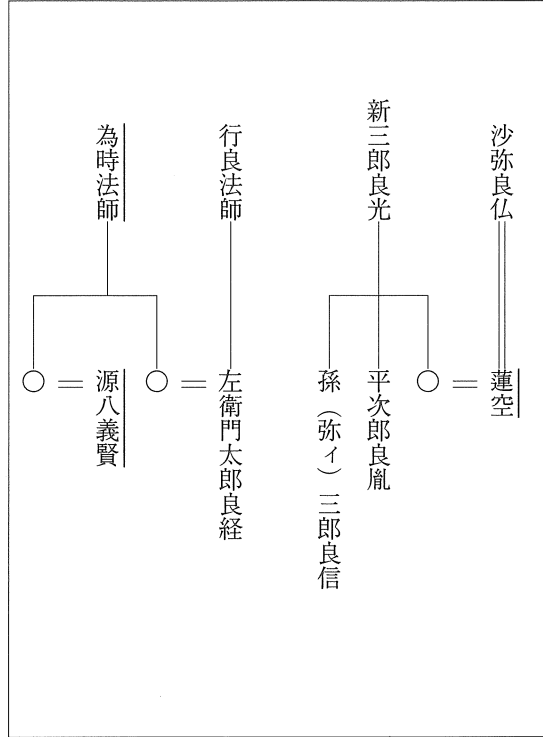
## 第一に荒川・調月両荘。

正応三(一二九〇)年八月末から翌四年六月にかけて、荒川荘の殿原源為時らは、同荘内において殺害・放火等の数々の「悪行」を働き、同荘の荘園領主高野山金剛峯寺側との間にいっそう激しい軋轢を引き起していた。たまりかねた金剛峯寺の住侶たちと同荘沙汰人三毛心浄らは、同四年七月二十六日夜と同年九月八日の二度に互って為時らに対する「召進」行動を起したが、彼らを逮捕することはできなかった。<sup>19)</sup>

同四年九月、金剛峯寺衆徒は、為時らの「悪行」を、同寺座主東寺一長者静厳を通じて、とうとう武家に訴え出るに至った。東寺一長者の「挙状」<sup>20)</sup>「御教書」(「副解状・具書」)を受けた六波羅探題は翌月、十月五日に「早相触彼等在所、任傍例、可被尋沙汰」<sup>21)</sup>き旨を記した「御教書」(以下、史料E)を紀伊国守護代高橋三郎入道宛に発し、その高橋入道からは同月十日に同国守護又代菱田唯心宛に同趣旨を載せた「遵行状」<sup>22)</sup>が下されている。

ところで、同年九月の同寺衆徒の訴状に添付された「悪党交名注文」<sup>21</sup>によれば、同月、同寺衆徒が、「荒川庄悪党」(ないしは同「悪党」)与力(扶持人)と呼んで、武家にその断罪を要請したのは、つぎの図1にみえる九名であった。

図1 正応4年9月に金剛峯寺衆徒が訴えた「荒川庄悪党」・同与力扶持人



\* 『高』之7、又統宝85-1569・1570から作成。異本は『高』之8、又統宝102-1745。

\*\* 右傍に線を引いた人物は元荒川荘住人、その他は吉仲荘住人。

\*\*\* 本図作成にあたっては、本多隆成・注(22)所引論文31頁・図1から多大の恩恵を賜った。

このうちの「本荒川庄住人」源為時・源八義賢らについては、すでに先学の詳細な研究<sup>22</sup>があるので、以下、「吉中庄住人」新三郎良光の家系についてののみ、必要な限りで検討しておくことにしたい。ちなみに、吉仲荘は本家を撰関家、領家を法成寺とする莊園、調月(荘)は同吉仲荘内の一地域で弘安八(徳治二(二二八五)一三〇七)年当時は唐橋法印(法成寺僧?)領、そして調月荘が高野山金剛峯寺領化するの嘉暦二(二二二七)年閏九月のことである。<sup>23</sup>

さて、くだんの新三郎良光は、永仁六(二二九八)年八月十日の「関東下知状写」<sup>24</sup>に、「近隣地頭・御家人七人」の一人、「調月新三郎良光」とみえる人物であって、図1所掲の「交名人」のうち、少なくとも良光―良胤・良信の父子三名は西国御家人の一族であったことが明らかであ

る<sup>25)</sup>

また、嘉曆三(一二三二)年六月十三日の「調月莊沙汰人紀平大請文案」その他によれば、金剛峯寺領化した直後の同莊の沙汰人には、平行保、平良清、(平)良行らが補任されていたことが知られる。確証はないが、「良」という通字からみて、右の良清、良行らは、新三郎良光らの子孫であった可能性が大きいのではないであろうか。然りとせば、新三郎良光―良胤・良信父子らの時代に、同一族のうちの誰かがすでに唐橋法印領調月莊の沙汰人に任じられていた可能性を考えることもできよう。<sup>27)</sup>

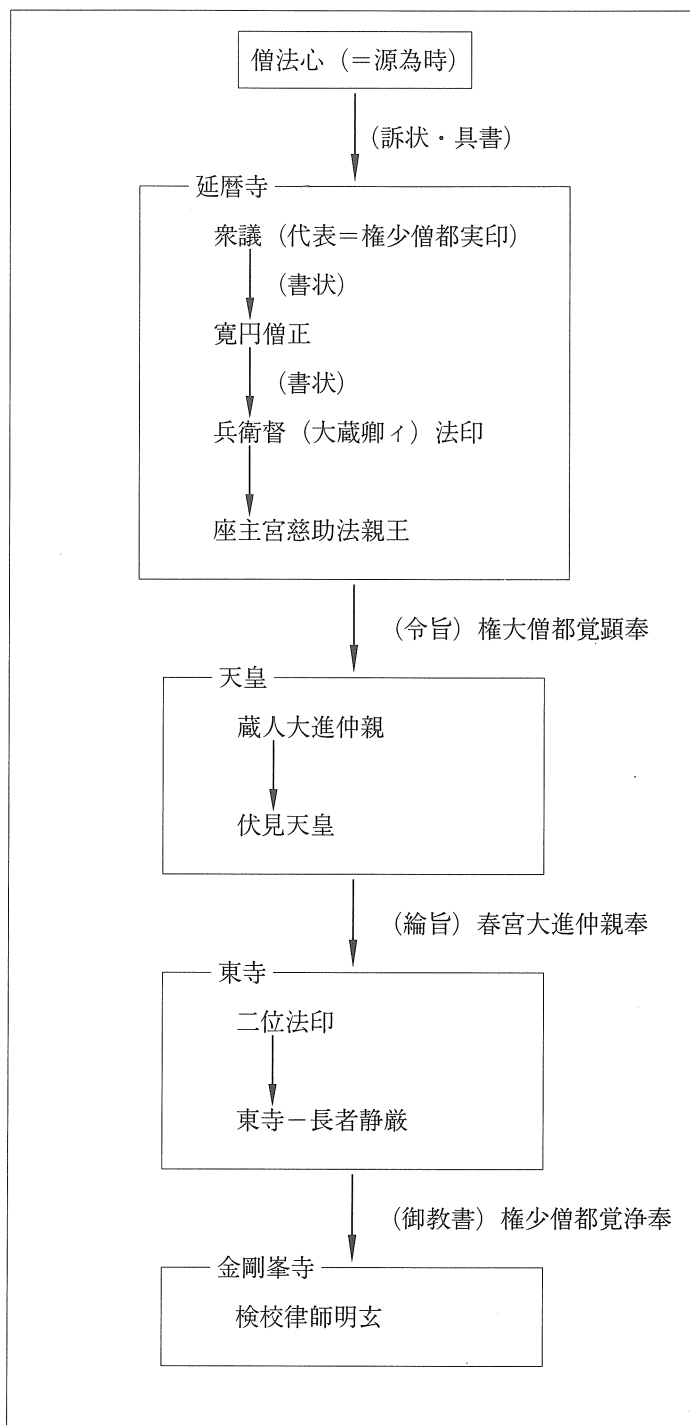
さて他方、源為時の側も、同じ正応四年九月に、延曆寺を通じて、公家・武家両家に、金剛峯寺住侶・荒川莊沙汰人三毛心浄らの断罪を要請した。為時は、自身が荒川莊内にある山門末寺高野寺の寺僧法心であるとして、同四年七月二十六日・九月八日両度の金剛峯寺側の「召進」行動を、「同寺住侶・荒川莊沙汰人らによる山門末寺に対する迫害」という事件に仕立て上げ、「為遁自科差違」えて、金剛峯寺住侶・荒川莊沙汰人ら「殺害・放火等悪行人」の断罪を要求したのである。

同年九月 日の源為時僧法心の公家宛の「訴状」(以下、史料F)——そこには、「欲早被経御 奏聞、被下 綸旨於東寺一長者召出 夾名輩、被断罪、金剛峯寺檢校律師 不知以下寺僧・同寺領荒川庄沙汰人心浄等……」云々と記されていた——ならびに具書三通は、つぎの図2のようなルートを通って、叡山座主宮、伏見天皇それぞれのもとに届けられた。

叡山座主宮からは九月二十七日に「可令申沙汰給由」の「令旨」が伏見天皇宛に、同天皇からは十月十八日に「可有尋沙汰之由」の「綸旨」が東寺一長者宛に、そして同一長者からは同月二十三日に「念可被弁申之由」の「御教書」が金剛峯寺檢校宛に、それぞれ発せられている。<sup>30)</sup>

また、同年九月 日の源為時僧法心の武家宛の「訴状」(以下、史料G)——そこには、「欲早被触申武家、任被定置旨、召出交名輩、被断罪、為紀伊国御家人三毛六郎入道心浄以下輩……希代無双狼藉事」云々と載せられていた——ならびに具書三通も、図2とおそらくは同様のルートを経て、叡山座主宮のもとに届けられたと推定される。同座主宮は六波羅探題宛に「挙状」<sup>31)</sup>「令旨」(「副解状・具書」)を発し、これを受けた同探題は十一月十二日に「早可弁申旨、可被相触彼輩也」と記した「御教書」(以下、史料H)を六波羅使節石垣太郎左衛門尉(宗明)宛に下している。<sup>32)</sup>

図2 史料Fの伝達ルート



\* 『高』之8、又統宝104-1757~1762から作成。

このようにして、金剛峯寺衆徒側、源為時⇨僧法心側双方の訴えは、正応四年十月、十一月と相次いで六波羅探題の法廷に繫属した。このうち、現存史料上、翌五年（一二二二年）六月ごろまで両者間で激しいやりとりが展開されている。その様相をここで詳述する余裕はない。ただ、

(一) 六波羅探題から前掲・史料E、Hが相次いで発給された正応四年十月、十一月以降、少なくとも翌五年六月ごろに至るまで、衆徒側、為時側双方の両訴訟は、ともに紀伊国守護所側の事実審理に委ねられたこと<sup>33</sup>。

(二) しかしながら、守護所側の守護又代菱田唯心、六波羅使節石垣宗明、そして国上使湯浅浄智（⇨宗家）らは、衆徒側、為時側双方から、

しばしば、沙汰の「緩怠」や、訴訟相手方——すなわち、一方にとつての敵方——との癒着を批難されるありさまであったこと。<sup>(35)</sup>

(三) このために、衆徒側は、あるいは六波羅探題に向けて、為時僧法心の前掲・史料F、Gによる訴訟が「偽訴」たること顕然なるをもって、「任白状<sup>(36)</sup>之夾名<sup>(37)</sup>可召取之由」を載せた「衾御教書<sup>(37)</sup>」を国上使・守護代宛に発給されんことを要請し、またあるいは紀伊国守護所に向けて、新三郎良光ら「号御家人」する輩については五度に及ぶ「催促」拒否などを「任傍例不日被注進<sup>(39)</sup>武家」、非御家人については「任白状」「不日被召取<sup>(40)</sup>」んことを、それぞれ要求していること。

(四) 他方、為時の側も、六波羅探題に向けて、あるいは、「彼心浄已下悪党等」の「云当時大犯狼藉、云先年強盗」い「重科」たること明白なるをもって、「不日被召上心浄已下交名人等……」云々などと記した「衾御教書」を国上使宛に発給されんことを要請し、またあるいは、金剛峯寺衆徒—守護又代・国上使間の癒着などを理由として、「不能在国糺明<sup>(41)</sup>」る旨を「注進言上<sup>(42)</sup>」していること。

等々の諸点は、注目されることである。

為時側の主張する「不能在国糺明」との主張が真実のところであり、かつ、衆徒側、為時側双方が六波羅探題に向けて、ともに「衾御教書」の発給を要請しているのが疑いようのない事実であるとするならば、同探題はつきにどのような手立てを考えねばならないか、そのことが何よりも注視されるからである。すなわち、訴訟当事者の双方から頻りに発せられる「守護方の事実審理の打ち切り」→「衾御教書」の発給の要請に対して、鎌倉幕府方はどのように対応しようとするのか。このことは、鎌倉時代中、末期の、たとえば「凡者國中狼藉人、雖無指訴人、頻有尋沙汰候事、先規当時、満耳目候<sup>(43)</sup>」などといわれる同幕府内における職權主義の台頭と、同時期、在地の側から頻々と提起される「幕府の主體的な検断権の発動」要請とを、どのように統一的に理解するか、というきわめて重要な課題に関わる問題である。<sup>(44)</sup>

(未完)

注

- (1) 『大日本古文書・高野山文書』之六、又統宝簡集七十八卷一三九四号—以下、『高』之六、又統宝七八—一三九四、のごとく略記する。
- (2) 杉橋隆夫「四天王寺所藏『如意宝珠御修法日記』・『同』紙背(富樫氏関係)文書について」(『史林』五三—三、一九七〇年)所掲一五号—以下、「如」一五、のごとく略記する。
- (3) 『高』之五、又統宝五七—一四三。
- (4) 『和歌山市史 第一卷 自然・原始 古代・中世』(和歌山市、一九九一年)七六—七二頁(小山靖憲執筆部分)。
- (5) 高橋修「鎌倉後期における地域権力と幕府体制—紀伊国湯浅党を事例として—」(『日本史研究』三六一、一九九二年)一八—二七頁。
- (6) 以上、注(4)に同じ。
- (7) 以上、注(5)に同じ。
- (8) ただし、後述するように、小山説の(三)・(四)については、正鶴を得た指摘であると考えている。
- (9) 羽下徳彦「『検断沙汰』おぼえがき」(『中世の窓』四—七、一九六〇年)四—四七頁。
- (10) 以上に述べた疑念は、しかしながら高橋修・注(5)所引論文の有する本来的な価値を損ずるものではない。筆者は、同氏の「平安末から鎌倉期を通じての、地域権力の展開の上に、守護領国制を措置」(同論文二九頁)しようとする視点そのものは貴重なものと思ひ、さらに進んで、今後、鎌倉時代中、末期—南北朝内乱期における「国家公権の側の自己運動」、「地域権力の側の自己運動」、そして村落側の「自律的な連合」、等々の運動を統一的に理解する努力を行つてゆくことこそが、当該時期の眞の政治史を構築するうえで、必須の作業となるべきであると考えている。その意味では、本稿は、「国家公権の側」の動向と「地域権力の側」の動向等とを正しく統一的に理解するため
- の、ささやかな一基礎作業たる位置付けを有するにすぎない。
- (11) 「私戦」・「公戦」の概念規定については、石井紫郎「合戦と追捕—前近代法と自力救済—」(同『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会、一九八六年、初出は一九七八年)七—一四頁を参照。
- (12) 同月七日「後宇多上皇院宣案」(『高』之六、又統宝七八—一四二七)。
- (13) 高野山金剛峯寺が阿氏河莊「回復」のための大示威運動を開始した弘安元(一二七八)年八月から、この嘉元二年三月に至るまでの同莊の政治過程については、仲村研「阿氏河莊研究の問題点」(安藤精一編『和歌山の研究』2、清文堂出版、一九七八年)を参照。
- (14) 同年五月 日「金剛峯寺衆徒連署置文」(『高』之五、又統宝五三一—一〇九五)など。
- (15) 『高』之五、又統宝五六—一三九。
- (16) 当該中略部分には、建久八年九月二十一日「源頼朝袖判下文」、(同年)十月十三日「僧文覚讓状」、承元四年二月十日「將軍家政所下文」、承久三年閏十月十二日「関東下知状」、等々が書写されている。
- (17) 「如」六。
- (18) この「返給」時期については、杉橋隆夫・注(2)所引紹介一二六頁にすでに論及がある。
- (19) 建長(一二四九—五六)年間以降—正応四年九月以前の荒川莊の政治動向に関する私見については、不十分ながら拙稿「『悪党』に関する基礎的考察」(『日本史研究』一七八、一九七七年)一四—七頁を参照されたい。
- (20) 以上、同年九月 日「金剛峯寺衆徒訴状案」(『高』之七、又統宝八五一—一五六七)、同年十月五日「六波羅御教書案」(『高』之四、又統宝三四—一三四七)、同月十日「紀伊国守護代高橋三郎入道遵行状案」(『高』之七、又統宝八四—一五四四)を参照。

ちなみに、金剛峯寺衆徒等が公家宛に、為時らの断罪を要請するのは、同年十一月 日の「同寺衆徒等陳状」(同「土台」) 〓「高」之七、又統宝八四一―五四三) が最初である。同「陳状」は、直接には、同年十月二十三日の「東寺長者御教書」(同「案文」) 〓「高」之八、又統宝一〇四一―一七六二) を受けて公家に提出されたもの。同「陳状」において、同寺衆徒等は、「早被棄捐為時法師猛惡之濫訴、且任掠驚天聞之罪、且以為國中惡党之根本、不日召取、可処重科之由、被下綸旨於武家、んことを求めている。なお、同「陳状」中の右の引用部分傍点部の文章や、後掲・史料F中の同様の文言が、ともに「違勅綸旨」の発給を公家に要請するものであったことについては、近藤成一「悪党召し捕りの構造」(永原慶二編『中世の発見』吉川弘文館、一九九三年) を参照されたい。

(21) 同月 日「荒川・名手両莊悪党交名注文案」(「高」之七、又統宝八五一―五六九・一五七〇)。右の「注文案」の断簡復原については、那賀町史(和歌山県那賀郡那賀町、一九八一年)史料編五六七―九頁(小山靖憲校訂部分) を参照。また、右の「注文案」は、注(20)所引・正応四年十一月の公家宛「衆徒等陳状」に添付された「案文」の控であると考えられるが、同内容の「正文」が、同注所引・同年九月の武家宛「衆徒訴状」にも添付されたことは、右の十一月「陳状」副進文書の項の記載から明らかである。なお、「高」之八、又統宝一〇二一―七四五には、右の「注文案」とほぼ同内容の異本――ただし、前欠のために詳細な史料性格は不明――が所収されている。

ちなみに、右の「注文案」には、「荒川庄悪党」・同与力扶持人たちに、名手莊「悪党」二名の交名が併載されているが、名手莊の「悪党」たちと荒川莊の「悪党」たちとの間に直接的な連携は認められない。この点については、注(19)所引・拙稿二九―三〇頁(注⑩)を

参照されたい。

(22) 佐藤和彦「悪党発生の社会的要因――紀伊国荒川莊の悪党について」(同「南北朝内乱史論」東京大学出版会、一九七九年、初出は一九六四年)一四〇―七頁、本多隆成「紀伊国荒川莊の領主と農民」(『史林』五六―二、一九七三年)二九―三二頁など。

(23) 以上、角川日本地名大辞典 30 和歌山県(一九八五年)「吉仲莊」・「調月」の両項、ならびに嘉元三年八月 日「金剛峯寺御影堂奉納御物・文書新定目録」追筆部分(「高」之三、三一―七頁) を参照。

(24) 『和歌山県史 中世史料一』「粉河寺御池坊文書」一号の又。

(25) このことを傍証する史料として、(正応五年)三月二十七日「紀伊国守護又代菱田唯心請文(金剛峯寺年預宛カ)」(「高」之七、又統宝八四一―一五五〇)、同月「吉仲」(調月)平次郎良胤・同舍弟平九郎等陳状」(「高」之七、又統宝八四一―一五三七) がある。

また、もし正応五年三月十七日の「僧隆藝文書注文」(「高」之八、又統宝一一二―一八二)中にみえる「和太入道状案一通」が(同四年)十一月十三日の「沙弥良仏請文」(「高」之七、又統宝八五一―一五四)を指し、かつ、同「文書注文」中に「調月平左衛門入道状案一通」とある、その調月平左衛門入道が「左衛門太郎良経」を示すとすれば、図1のなかの沙弥良仏、左衛門太郎良経の各名字がそれぞれ和太、調月であったこと、および良仏・蓮空・良経の三人もまた西国御家人であったこと、の二点が明らかになる可能性がある。

(以上の判断は、「交名人の中で御家人のみは一応自己の主張を披陳する場を与えられ」という小泉宜石氏の指摘――同「伊賀国黒田庄の悪党」(稲垣泰彦・永原慶二編『中世の社会と経済』東京大学出版会、一九六二年)三五六頁――に基づいている。)

ちなみに、正応五年六月 日の「金剛峯寺衆徒申状案(紀伊国守護所宛)」(『高野山御影堂文書』、『鎌倉遺文』第二三卷一七九四号)



において、同寺衆徒は、「就御教書」(正応四年十月五日)「六波羅御教書」——引用者、催促雖及五ヶ度、件良光等、号御家人、不随御催促」云々との非難を行っている。

(26) 『高』之八、又統宝二二二—一九二〇など。

(27) なお、正応四年九月に金剛峯寺衆徒が訴えた「荒川庄悪党」・同与力扶持人たちが、「血縁関係を軸として結合していたこと」、また、彼らは「各荘内の有力者であり」「殿原衆であつて」「各人は家人、下人などをそれぞれ従えていた」こと、などのことについては、佐藤和彦・注(22)所引論文一四〇—七頁をとくに参照。

ちなみに、佐藤和彦氏が同前論文一四六—七頁において指摘する同「悪党」らの流通路支配の範囲については、筆者は、本稿・注(21)に述べた私見を論拠として、「荒川庄悪党」——荒川・吉仲両庄周辺、名手荘「悪党」——名手・東荒見・持田各庄周辺、というように、それぞれ限定して理解すべきであると考えている。ただし、同氏の強調する「流通路支配」という観点そのものは、高橋修・注(5)所引論文二一頁も注目するように、今後とも、鎌倉中、末期の中小武士団の動向を論ずる際のひきつづき重要な視点である。

(28) 同五年二月日「金剛峯寺衆徒重訴状案」(六波羅探題宛)、『高』之七、又統宝八五—一五八〇。

(29) 同訴状・具書の「案文」『高』之七、又統宝八五—一五六五、ならびに『高』之五、又統宝五〇—九八八。

ちなみに、当該具書中の「殺害・放火等悪行人交名注文」一通には、金剛峯寺衆徒「檢校権律師(明玄)以下十八名、荒川荘沙汰人三毛六郎入道心浄、同莊下司(平野)寂俊、(三毛)七郎左衛門尉(盛氏)、加賀七郎らの名が載せられている。このうちの三毛氏ならびに下司寂俊については、今井林太郎「高野山領紀伊国荒川荘」(『魚澄先生古稀記念国史学論叢』同記念会、一九五九年)九四—六頁、本多隆成・注

(22) 所引論文三—三頁、そして小山靖憲・注(4)所引叙述七五—四、七六九各頁を参照。

(30) それぞれの「案文」『高』之八、又統宝一〇四—一七六〇—二。

(31) 同訴状の「案文」『高野山御影堂文書』(『和歌山市史 第四巻 古代・中世史料』四〇九—一〇頁)。ちなみに、当該・史料Gに添付された「具書」三通そのものは現存しないが、おそらくは前掲・史料F副進の「具書」三通と全同(もしくは大同小異)であつたと推定される。

(32) 以上、正応四年十一月十二日「六波羅御教書案」(『高』之八、又統宝一〇四—一七五五)を参照。

(33) ちなみに、衆徒側、為時側双方の両訴状に対して、六波羅探題が「日和見主義的な態度」をとつたことが夙に指摘されているが——たとえば、佐藤和彦・注(22)所引論文一四九—五〇頁など——、そのような理解には従うことができない。筆者は、同探題の一見「日和見主義的」にみえる対応は、実際上は、双方の訴訟の同探題法廷への繫属時期のズレに起因する史料E、Hそれぞれの発給日時の遅速にすぎない、と考えている。

(34) たとえば、注(25)所引・正応五年六月「衆徒申状案」には、「去年秋比、訴申子細於武家之処、即被仰付守護方畢」云々、と記されている。また同年二月日「僧法心重申状案(六波羅探題宛)」(『高』之七、又統宝八五—一五七五)にも、「旁以於国糺明之条、難叶者也」云々、と載せられている。

(35) (正応四年)十一月十日「金剛峯寺年預道喜書状案(紀伊国守護所宛)」(『高』之七、又統宝八四—一五三六)、注(28)所引・同五年二月「衆徒重訴状案」、注(34)所引・同月「僧法心重申状案」など。

(36) 同「白状」の「案文」正応四年十一月十六日「下人權八秋広男白状案」(『高』之七、又統宝八五—一五七二)。なお、この「白状」の「正

文」は、紀伊国守護又代・国上使代兩人によって作成されたもの。同「白状」の存在そのものは、すでに注(20)所引・同年十一月「衆徒等陳状」に記されているが、その「白状案」一通が六波羅探題に届けられるのは、翌五年二月のことである(注(28)所引・同月「衆徒重訴状案」)。

ちなみに、注(25)所引史料中にみえる吉仲(調月)平九郎(平次郎良胤の舍弟、西国御家人カ)は、同「白状案」によって追加された「交名人」たちのうちの一人である。

(37) 「衆御教書」についても、近藤成一・注(20)所引論文を参照。

(38) 以上、注(28)所引・正応五年二月「衆徒重訴状案」を参照。

(39) 守護方の六波羅探題への「注進」のもたらす効果については、羽下徳彦・注(9)所引論文(三)一四二―三頁を参照。

(40) 以上、(正応五年)五月六日「金剛峯寺年預明蒙書状案(紀伊国守護所宛)」、「高」之五、又統宝五〇―九五四)、注(25)所引・同年六月「衆徒申状案」を参照。

(41) 正応四年十二月 日「僧法心重申状案(六波羅探題宛)」、「高」之七、又統宝八五―一五七四)。

(42) 注(34)所引・正応五年二月「僧法心重申状案」。

ところで、為時側が「在国糺明(＝守護方の審理)を忌避した背景には、本文に挙げた「衆徒―守護又代・国上使間の癒着」という理由以外に、ヨリ本質的な理由があったと推定される。それは、為時側が訴えた「交名人」中の主要メンバーが、西国御家人三毛心浄や金剛峯寺僧徒等から成っていたという事情である。「交名人」のうちの三毛心浄については、「守護は専断を以ては御家人を追捕し得ず、単に事実を六波羅に注進するに止るのであって、これを追捕するには六波羅御教書による指令が必要なのである」という羽下徳彦氏の指摘(同・注(9)所引論文(一)―二六頁)を、また金剛峯寺僧徒については、「武

家検断権は、……本来的に朝廷及び本所の検断権に属する場——本所内で(身分的地域的に)完結する事案及び二本所間の相論——には介入し得ず、朝廷及び本所がその権限を放棄した場合にのみ、武家の権限が発動されたのである」云々という同氏の指摘(同「室町幕府初期検断小考」(寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘文館、一九六七年)七八―九頁)を、それぞれ参照することができよう。「ちなみに、以上の考察は、羽下・注(9)所引論文(一)―三四頁(注(77))の指摘を出発点にしている。」

(43) 注(40)所引・(正応五年)五月「明蒙書状案」。

(44) この点については、羽下徳彦・注(9)所引論文(三)一四二―三頁をもあわせて参照されたい。

〈キーワード〉「高野合戦」、六波羅探題、「悪党」